

UNFCCC第26回補助機関会合および関連する会合 2007年5月7-18日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第26回補助機関会合は、2007年5月7-18日、ドイツ、ボンのマリティムホテルで開催される。京都議定書の締約国で附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG)の第三回会合も5月14-18日に開催される。このほか、「条約の実施強化により気候変動に対応するための長期的協力に関する対話」(UNFCCC対話)の第三回ワークショップも5月16日と17日に行われる。

SB 26において、科学的、技術的助言のための補助機関(SBSTA)は、気候変動の影響、気候変動に対する脆弱性および適応に関するナイロビ作業プログラム、技術の開発と移転、途上国における森林減少からの排出削減、手法問題、気候変動緩和などの議題を取り上げる。実施に関する補助機関(SBI)は、国別報告書、後発発展途上国基金と適応基金を含める資金メカニズム、気候変動の悪影響、能力向上(キャパシティー・ビルディング)、京都議定書の遵守、政府間会合のアレンジ、管理上、資金上の問題を検討する。SB 26では2007年12月、インドネシアのバリ島で開催されるUNFCCC第13回締約国会議(COP 13)、第三回京都議定書の締約国会合の役割を果たす締約国会議(COP/MOP 3)にかけられるべき決定書草案をいくつか決定することが期待される。

UNFCCC対話および議定書のAWGは2005年末、モントリオールで開催されたCOP 11およびCOP/MOP 1での決議に基づき開催される。これらの会議において、参加者は、2013年以降(京都議定書の第一約束期間終了時)の枠組、および気候変動に関する長期的な協力努力を検討する議論に入り、いくつかの決定書を採用した。

通常のSB 26会合に加えて、UNFCCCの対話およびAWGも、4回のセッション中ワークショップを予定している。これらのワークショップでは、京都議定書の下での自主的な約束に関するロシア連邦の提案(5月11日)、産業、居住、商業最終用途を含めるエネルギー効率(4月15日)、クリーンな化石燃料および再生可能エネルギーを含める電力生産に関するもの(5月15日)を議論する。

UNFCCCおよび京都議定書のこれまでの経緯

気候変動は、持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つと考えられており、環境、人間の健康、食料安全保障、経済活動、自然資源、物理的インフラに悪影響が予想される。科学者たちは、地球の大気における温室効果ガス濃度の人為的な上昇が、気候の変化を招いていることで意見が一致している。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)によると、気候変動の影響はすでに観察されており、科学研究でも、予防的な行動を迅速にとる必要があることを示されている。

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年のUNFCCCの採択から始まった。UNFCCCは気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度安定化を目指す行動枠組を策定する。管理の対象となるガスは、メタン、亜酸化窒素、そして特に二酸化炭素である。UNFCCCは1994年5月21日に発効、現在189の締約国が加盟する。UNFCCCの締約国は、通常COPで年1回、SBIおよびSBSTAの補助機関会合で年二回、会合する。

京都議定書: 1997年12月、日本の京都でのCOP 3に会した参加者は、先進国および市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束するUNFCCCの議定書で合意した。UNFCCCの下では附属書I締約国として知られるこれらの諸国は、2008-2012年(第一約束期間)、6つの温室効果ガスの全体排出量を平均で1990年比5.2%削減し、国により異なる固有の目標を持つことで合意した。またこの議定書では、附属書I締約国がそれぞれの国の目標を費用効果のある形で達成できるよう、3つの柔軟性メカニズムを設置した、排出量取引システム、附属書I締約国間の共同実施(JI)、非附属書I諸国(途上国)が実施する削減プロジェクトを認めるクリーンな開発メカニズム(CDM)である。COP 3後、締約国は排出量を削減する方法および各国の排出削減量を計測する方法を管理する多数の規則および運用細則について、交渉を開始した。これまでに172の締約国が京都議定書を批准しており、この中には、1990年の附属書I締約国温室効果ガス排出量の61.6%に相当する附属書I締約国が含まれる。京都議定書は2005年2月16日に発効した。

ブエノスアイレス行動計画: 議定書の規則および運用細則を最終決定するプロセスについては、1998年のCOP 4において、ブエノスアイレス行動計画(BAPA)として知られる文書で合意した。BAPAは、COP 6をこれらの細則を最終決定し、UNFCCCの実施強化を図る期限と定めた。2000年11月、締約国はオランダのハーグのCOP 6で会し、これらの交渉の終結を図った。しかし交渉は成功せず、COP 6は2001年7月、ドイツのボンで再開されるまで中断された。締約国はさらに審議した後、京都議定書の実施について、ハイレベルな政治的方向性を明らかにする決定書、ボン協定を採択した。しかし参加者は、一部の問題の文章を最終決定することができず、これらの決定書案を全てCOP 7での最終決議にまわすことで合意した。

マラケシュ・アコード: 2001年11月、モロッコ、マラケシュでのCOP 7で、参加者は保留事項に関する合意に達し、マラケシュ・アコードを締結した。これらのアコードは、柔軟性メカニズムの詳細、報告書作成と手法論、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)、京都議定書の遵守に関して多くの細則を定める一連の決定書草案であり、第一回COP/MOPでの締約国の採択にゆだねることとなった。またこのアコードでは、能力向上、技術移転を含める途上国への支援、気候変動の悪影響に対する対応の問題も取り上げ、後進開発途上国基金(LDC)、特別気候変動基金(SCCF)、適応基金の3つの基金を設立した。

参加者は、COP 8およびCOP 9でもマラケシュ・アコードに関する作業を進め、多様な技術規則および手順を練り上げた。また締約国は、適応と緩和に焦点を当てる二つの新しい議題項目についても合意し、2013年以

降の気候変動との戦いに各締約国をどう引き込むかという複雑で微妙な問題について、非公式の交渉を開始した。これらの議論の結果、2005年5月に、セミナーを開催、気候変動プロセスが直面する広範な問題の一部について議論を開始した。

COP 11とCOP/MOP 1: COP 11とCOP/MOP 1は2005年11月28日から12月10日、カナダのモントリオールで開催された。締約国はマラケシュアコードの正式な採択を含め、京都議定書の運用細則での保留事項に関する決定書について議論し、これを採択した。また締約国は、2013年以降の約束を議論するプロセスについて決定を行っており、この中には京都議定書の締約国で附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG)という新しい補助機関設立の決定書も含まれた。

COP 11は、技術移転、途上国および後発開発途上国での気候変動の悪影響と技術移転といった問題を取り上げた。長時間にわたる交渉の末、UNFCCCの下での将来の行動については一連の「対話」で構成されるワークショップをCOP 13まで開催し、この問題を検討することで合意した。AWGとUNFCCCの対話はそれぞれ2006年5月、SB 24に合わせて第一回の会合を開いた。

COP 12とCOP/MOP 2: 2006年11月、ケニアのナイロビで開催されたCOP 12 およびCOP/MOP 2 は、長期的な行動および2012年で終了する京都議定書の「第一約束期間」の後の枠組に関する議論が中心であった。これらの問題に関しては「マルチトラック」な手法をとることが、COP 11およびCOP/MOP 1で合意されており、この方式が継続され、AWGおよびUNFCCC対話では、気候変動の経済学に関するスターンレビューも議論された。これに加えて、議定書9条に基づく要請を受け、議定書のレビューも行われ、ロシア連邦が提案した議定書の下での自主的な約束を承認する手順についても議論された。ナイロビ会議は、交渉面では大きな進展が見られなかったが、交渉担当者たちは、2013年以降の将来的な合意に道筋をつけようと努力したことから、その転換点となった。

会合と会合の間でのハイライト

IPCC作業部会会議: IPCCは現在、その第四次評価報告書の作業を終えようとしているところであり、この報告書は、2007年11月、スペイン、バレンシアでのIPCC第27回会合で完成する見込みである。IPCCの3つの作業部会は、それぞれの最終報告書を完成している。1月末/2月初めにかけて作業部会IIはパリで会合し、「気候変動 2007年: 自然科学的根拠」という報告書を採択した、これには政策立案者向け概要(SPM)、報告書本文およびテクニカル・サマリーが含まれる。SPMでは、最近気候変動に人間の行動が寄与している確率は90%以上であることが明らかにされ、また気温、海水面の上昇、極端な天候現象など、将来の影響範囲も示された。

2007年4月初めには、作業部会IIがベルギーブリュッセルの会議で、その報告書「気候変動2007年: 影響、適応、脆弱性」を最終決定した。作業部会IIは、気候変動で観察された影響およびその予想される影響を強調

しており、この中には物理系および生物系の多くに見られる変化が、人為的な温暖化と結びついている証拠の累積も含まれる。

作業部会IIIは5月初め、タイ、バンコクでの会議で気候変動の緩和に関する報告書を完成した。この報告書は、近未来における主要部門での緩和オプションを分析しており、多様な濃度安定化水準における長期的な緩和戦略について情報を提供した。

気候変動に関する安全保障理事会の会合: 2007年4月17日、国連の安全保障理事会は、気候変動を始めて議論した。この会議は、気候変動が平和と安全保障に与える影響に焦点を当てた。50以上の参加国が発言した。G-77/中国を含む一部の参加者は、この問題に関する安全保障理事会の役割に疑念を呈し、この問題は主に社会経済そして/または持続可能な開発の問題であり、国連総会で取り上げるべきだと提案した。しかし他の多くの諸国、特に小島嶼諸国は、安全保障理事会での議論を歓迎した。多くの発言者が気候変動に関する世界サミットの開催を早急に検討するよう国連に求めた。また参加者はIPCC報告書、2007年末、パリで予定される交渉、そしてもっとも脆弱な諸国におけるニーズが議論された。EUは、その温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で20%削減し、他の先進国が同じような措置をとる場合には、さらに30%まで削減量を増加するという最近発表された独自の約束を再度述べた。

その他の会議: COP 12および COP/MOP 2以降、IPCCおよび安全保障理事会会議のほかにも、多数の気候変動関連の行事が開催された。この中には、適応問題(中国、北京で4月)、途上国での森林減少問題(オーストラリア、ケアンズ、3月)などの問題に関し、UNFCCC事務局が組織した一連のワークショップや会合も含まれる。加えて、持続可能な開発に関する委員会も、4月30日から5月11日にニューヨークで開催されたその第15回会合で、気候変動、持続可能な開発のためのエネルギー、大気汚染/大気、産業の発展などを議論している。

NEDOからの委託によりGISPRI仮訳